様式第１号（第４条関係）

|  |
| --- |
| 太子町立生涯学習センター使用許可申請書　　　　　 |
| 太子町教育委員会　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日申請者　団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　下記のとおり太子町立生涯学習センターの使用許可を申請します。なお、使用に際しては、太子町立生涯学習センター条例施行規則及びこれに基づく指示に従います。 |
| 使　　用　　日　　時 | 使 用時 間 | 使　　　　　用　　　　　室　　　　　名 |
| 月　　 日（　　）　　 時 ～　　 時 | 　　　時　　　間 | 研 修 室 | 視聴覚室 | 工作室 | 創作室 | 音楽室 | 調理室 | 和 室 |
| １ | ２ | ３ | １ | ２ |
| 月　　 日（　　）　　 時 ～　　 時 | 　　　時　　　間 | 研 修 室 | 視聴覚室 | 工作室 | 創作室 | 音楽室 | 調理室 | 和 室 |
| １ | ２ | ３ | １ | ２ |
| 月　　 日（　　）　 　時 ～　　 時 | 　　　時　　　間 | 研 修 室 | 視聴覚室 | 工作室 | 創作室 | 音楽室 | 調理室 | 和 室 |
| １ | ２ | ３ | １ | ２ |
| 月　　 日（　　）　　 時 ～　　 時 | 　　　時　　　間 | 研 修 室 | 視聴覚室 | 工作室 | 創作室 | 音楽室 | 調理室 | 和 室 |
| １ | ２ | ３ | １ | ２ |
| 使用目的 | (活動内容) |
| 使用人数 | 総人数　　　　　　　　人　【うち、太子町の中学生以下　　　　　　人】 |
| 使　　　用付属備品等 |  |
|  |
| 申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にチェックを入れてください。□　使用にあたっては、太子町立生涯学習センター条例及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設利用を約束します。□　秩序または風俗を乱す行為や施設等を破損する行為を行わないことを誓約します。□　太子町暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。注意：太子町暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。 |
|  |
| 使用料 | 使用時間時間 | × | １時間当たり単価円 | ＝ | 使用料合計円 |

様式第２号（第６条関係）

|  |
| --- |
| 太子町立生涯学習センター　使用許可書 |
| 上記の申請について、下記の許可条件を付して使用を許可します。 | **太子町教育委員会** |
| 許可条件 | １　許可を受けた目的以外に使用しないこと。２　使用の権利を譲渡しもしくは転貸しないこと。３　使用の許可を得ない施設および物件を使用しないこと。４　建物または付属物を損傷しないこと。５　使用後は完全に使用前の状況に戻し清掃をすること。６　その他教育委員会及び施設管理者の指示事項を守ること。 |

様式第３号（第７条関係）

|  |
| --- |
| 太子町立生涯学習センター　使用料減免申請書　　　　　上記の占有使用に際し、下記のとおり使用料の減免を申請します。 |
| 減免申請 | 理由： |
| 許可条件 | 右記のとおり使用料を減免します。 | 減免率　　　　　　　割 | **太子町教育委員会** |

《確認事項》

受 領 者

　　①この使用許可書は、部屋使用時にセンター受付窓口に提示してください。

月 　 日

　　　使用許可書をお持ちの方に部屋の鍵をお渡しします。

　　②鍵をお渡しできる時間は、使用開始時間からです。

使用開始時間より早くお渡しすることはできません。

　　③鍵の返却時間は、使用終了時間です。遅れないように返却してください。

　　④使用時間には、準備・後片付けの時間を含みます。

　　⑤使用した部屋は、必ず清掃をしてください。

太子町立生涯学習センター施設使用上の注意

(1)　使用許可時間を厳守すること。

(2)　許可を受けていない部屋及び備品を使用しないこと。

(3)　部屋にゴミ箱はありません。ゴミは各自で持ち帰ること。

(4)　所定の場所以外で飲食しないこと。（補水は除く。）

(5)　許可なく張り紙等をしないこと。

(6)　使用した部屋・備品等は整理整頓・清掃をして現状復帰すること。

(7)　他の利用者に迷惑になるような行為はしないこと。

(8)　その他職員の指示に従うこと。

施設の利用制限

以下に該当する場合は、センターの利用はできません。

1．物品の展示即売、商業宣伝又はそれらに類する営利活動を行うとき。

2．センターの政治的、宗教的中立性に対する信頼を損なう活動又は事業を行うとき。

3．公の秩序又は善良の風俗をみだすおそれがあるとき。

4．建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

5．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認め

られるとき。

6．管理又は運営上支障があるとき。

7．その他教育委員会において不適当と認められるとき。

みんなが使う施設です。だれもが気持ちよく使用できるようご協力をお願いします。

太子町立生涯学習センター　太子の森　　TEL：0721-98-5530